

## 新潟市福祉有償運送運営協議会運営指針の改正について（概要）

### 1. 趣旨

「新潟県自家用有償旅客運送の登録申請等に関する要綱」及び「福祉有償運送の登録に関する処理方針」等の改正に伴い、「新潟市福祉有償運送運営協議会運営指針」を改正するもの。

### 2. 改正概要

#### (1) 運送主体（新旧対照表 1 ページ）

「市町村」「（地方自治法に規定する）認可地縁団体」「営利を目的としない法人格を有しない社団」を追加。

#### (2) 運送の対象者（新旧対照表 2 ページ）

「精神障がい者」「知的障がい者」を「その他」から独立。「介護保険法施行規則第 140 条の 62 の 4 第 2 号の厚生労働大臣が定める基準に該当する者」を追加。

「観光旅客その他の新潟市を訪問する者」を追加。

#### (3) 運送の形態等（新旧対照表 3 ページ）

「事業者協力型自家用有償旅客運送」の規定を新設。それに伴い、各種必要な規定を追加・修正。

#### (4) 様式（新旧対照表 11 ページ以降）

指針の改正内容にあわせて修正。

県様式が増加したことから、様式番号を繰り下げ。

### 3. その他

県へ提出する更新登録申請書類を変更する必要があることから、様式については 9 月に事務局で改正。

指針については新潟市福祉有償運送運営協議会で承認され次第、改正。